花水地区町内福祉村運営協議会会則

第1章 名称および事務所

名称

第1条 花水地区町内福祉村運営協議会の通称を「福祉村」とする

事務所

第2条 <u>福祉村</u>の事務所は、平塚市袖ヶ浜20-1平塚市南部福祉会館内花水地区町内福祉 村拠点施設内に置く

第2章 目的及び事業

目的

第3条 <u>福祉村</u>は地域住民が主体となって行政や企業、団体などと協働しながら人とのふれ あいを大切にして、共に生き共に支えあい心豊かに自立した生活ができるコミュニ ティづくりを、住民のボランタリー精神のもとに推進することを目的とする。

事業

- 第4条 福祉村は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - ① コーディネーター及びボランティアの募集・育成及び実践活動に関すること。
 - ② 花水地区内で実施するふれあい交流サロン、生活支援、相談等の実施に関すること。
 - ③前項に掲げる事業の推進及び啓発に関すること。
 - ④ 地域の福祉ニーズの把握及び課題の研究に関すること。
 - ⑤ 福祉村と関係機関、関係団体との連携及び連絡調整に関すること。
 - ⑥ その他、この目的を達成するために必要な事業。

組織

第5条 <u>福祉村</u>は本人の申し込みにより登録されたボランティア及び協力団体で組織する。 2 ボランティアの登録期間は2年とし、再登録をさまたげない。

運営委員

第6条 福祉村に次の運営委員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 総務 1名
- ④ 会計 1名

- ⑤ 運営委員5名
- ⑥ 特別委員2名
- 2 会計監査2名以内を置く。

協力団体

- 第7条 協力団体は福祉村事業の運営に協力する2名の特別委員を選出する。
 - 2 以下の団体を福祉村の協力団体とする。 花水地区自治会連絡協議会、花水地区社会福祉協議会、花水地区民生・児童員協議 会、花水地区老人クラブ連合会、花水地区青少年指導員協議会、花水公民館、花水

特別委員

第8条 協力団体は特別委員2名を推薦し、福祉村会長が委任する。

小学校、浜岳中学校、包括支援センター富士白苑

- 2 特別委員の任期は2年とし、再任はさまたげない。
- 3 欠員により補充された特別委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 特別委員は運営委員会に出席し、発言及び議決する権利を有する。

運営委員等の選任

- 第9条 運営委員等はボランティア会員の中から選出し、総会において承認を得るものとする。
 - 2 会長の選考は推薦委員会が行う。推薦委員会は運営委員で組織する。
 - 3 副会長2名以内は運営委員等の互選により選出する。
 - 4 運営委員はボランティア会員の中から互選により選出する。
 - 5 総務、会計はボランティア会員の中から会長が指名する。
 - 6 監査はボランティア会員の中から運営委員会が推薦する。

運営委員等の任期

- 第10条 運営委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。
 - 2 欠員により補充された運営委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

運営委員等の職務

- 第11条 会長は福祉村を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - 3 総務は会務の記録等及び会務の庶務にあたる。
 - 4 会計は経理を担当する。
 - 5 運営委員及び特別委員は会務の協議及び事業の企画運営にあたる。
 - 6 監査は事業及び会計事務を監査する。

第3章 会議

会議の種類

第12条 福祉村の会議は、総会、運営委員会とし、会長が召集する。

総会

- 第13条 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認める時は、臨時に開催することができる。
 - 2 総会の議長は、出席者の中から選出する。

運営委員会

- 第14条 運営委員会は原則月1回、必要に応じて開催する。
 - 2 運営委員会の議長は会長とする。

定足数

第15条 会議は、2分の1以上の出席をもって成立する。

議決方法

第16条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

緊急措置

- 第17条 特別の事情がある場合は、会長は文書をもってその会議の構成員に意見を求め、 それぞれの会議に代えることができる。
 - 2 第16条及び第17条の規定は、前項の場合これを準用する。この場合において、 第15条中の「出席」及び第16条中「出席者」とあるのは、それぞれ「回答」 及び「回答者」と読み替えるものとする。

総会の議決事項

- 第18条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - ① 規約の制定または改廃に関すること。
 - ② 事業計画、事業運営に関すること。
 - ③ 予算及び決算に関すること。
 - ④ 会長、副会長、運営委員及び監査の承認に関すること。
 - ⑤ その他必要と認める事項。

運営委員会の議決事項

- 第19条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - ① 総会に付議すべき事項に関すること。
 - ② その他、運営上必要な事項。

第4章 会計

経費

第20条 福祉村の経費は、補助金及び交付金、寄付金、その他収入をもって充てる。

会計年度

第21条 福祉村の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

監査報告

第22条 監査は、毎年1回以上、監査結果を報告しなければならない。

第5章 雑則

ボランティア保険

第23条 ボランティア活動中の事故及び法律上の賠償責任に対応するため、平塚市市民 活動災害補償制度を適用する。

環境方針

第24条 平塚市の推進する ISO14001 の環境方針に基づき、事業活動に伴う環境負荷の 低減等に務める。

委任

第25条 この規約に定めるもののほか、福祉村並びに事業・活動推進に関する必要な事項 は会長が別に定める。

個人情報の保護

- 第26条 福祉村の関係者は、福祉村利用者の個人情報の保護に万全を期するものとし、 正当な理由なく事業で知り得た事柄を他に漏らしてはならない。
 - 2 前項の規定は、福祉村の関係者でなくなった後も同様とする。
- この規約は 平成12年2月29日から施行する。 平成16年6月22日一部改正施行。

平成18年5月19日一部改正施行。 平成29年5月9日一部改正施行。 平成30年5月9日一部改正施行。